

気づいて 学んで つながろう

消費者ネットワークわかやま 四季だより 第49号

消費者相談や消費者被害に関する情報、これって消費者被害かな？という疑問などがありましたら、消費者ネットワークわかやままでお気軽にお問い合わせください。

〒640-8323 和歌山市太田3丁目10番10号
わかやま市民生協気付
TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649
HP <https://www.cnw-wakayama.jp>
発行：2024年秋 消費者ネットワークわかやま



消費者ネットワークわかやま啓発講座 特殊詐欺に注意！身近な被害と対処法 開催

日時：2024年9月14日（土）13:30～15:00

場所：和歌山県ビッグ愛 801

（和歌山市手平2丁目1-2）

講師：特殊詐欺被害防止アドバイザー（和歌山県警察）

参加人数：会場：26人、オンライン：9人 合計35人

実際に起こった特殊詐欺の手口や注意点について学びました。途中には寸劇もはさみ、楽しく勉強になる啓発講座でした。



○投資詐欺の特徴

SNSだけのやりとり。気が付いてもサイトが閉じられ、連絡がとれなくなる。口座を凍結してもお金が残っていないことが多い。「必ず儲かる」は法律違反。

○ロマンス詐欺の特徴

これまでの美人局や結婚詐欺は顔を合わせていたが、「ロマンス詐欺」は会ったことがないのに騙される。LINEへの誘導が多く、外国のサーバーをいくつも通して、犯人にたどり着けないことが多い。

○キャッシュカード詐欺の特徴（寸劇で紹介）

警察を装い訪問し、「あなたのキャッシュカードが犯罪に巻き込まれているため、2日間封筒に入れて使わないでください」と封筒にいれさせ、印鑑で封印するからと印鑑を取りに行った際に偽のカードを入れた封筒と差し替え、キャッシュカードをだまし取るという手口。

○架空料金請求の特徴

電話などで未納料金や還付金手続きを装って、コンビニなどで電子マネーを買わせる手口。相談させる隙を与えず、今すぐ買いに行ってくださいと言う。最近、ハガキやメールでの請求の手口が増えてきている。電子マネーでの支払いは注意すること。

○サポート詐欺の特徴

パソコンなどの表示でウイルスに感染したため、サポートするのにお金が必要と迫る。ほとんどの場合、電源を切ったり再起動すれば通常に戻る。

○犯罪に手を染める若者たちの増加

罪を犯してしまうと、国家試験が受けられないなどのダメージが大きい。よく考えて相談することが大切。

○対策

固定電話限定だが、無料で国際電話を止められるしくみがある。活用してほしい。

消費者ネットワークわかやま 「第41回生協まつり」クイズ実施、正解率2割

日時：2024年10月6日（日）10：00～15：00

会場：和歌山城/砂の丸広場

内容

(1) パネル展示

- ①消費者ネットワークわかやま活動内容・総会記念落語会
- ②公開講座 そのもうけ話、詐欺では？ 案内
- ③第2回啓発講座 身近な消費者被害、みんなで学んで防ごう 案内
- ④消費者行政ヒアリング調査 報告
- ⑤和歌山県「気をつけて 悪徳業者は君を狙っている！」パンフより事例紹介

(2) クイズ「かしこい消費者になろう！」

4問のクイズに挑戦し、解答してくれた方に1つプレゼント（くらしの豆知識、188 ポストイット、オリジナルボールペン、188 消しゴム）

回答数：179、正解数36(正解率 20.1%)

今回、ブースの場所がステージ広場のすぐ隣とあって、パネル設置等は見やすいよう広々と設置できました。朝の開会式早々真夏のような暑さでしたが、多くのファミリーや年配のご夫婦の皆さんに来ていただきました。

今回とくに第1問の「通信販売はクーリング・オフの対象内である」の正答率が一番低いと感じました。正解発表の際も「実は対象外なんですよ」とお伝えすると、「知らなかった」「気を付けて注文しないと」「今は通信販売が広く使われているのに対象外なのはおかしいと思う」といった反応でした。

今回は問題・解答用紙共に500枚、またプレゼントも昨年から大幅に増やしたため、午後からもファミリーの方を中心にクイズを楽しんでいただくことが出来ました。次年度への課題は、パネル展示への誘導があまり出来ていなかったため、クイズ後にどう見ていただくかです。



☆☆☆ KC'sの活動報告 ☆☆☆

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's)

◇KC'sは、不当な勧誘・契約条項・広告表示などに対して被害の拡大を防止するため、消費者に代わって、事業者に対して改善を求め、受け入れられない場合は差止請求訴訟ができる適格消費者団体です。また、特定適格消費者団体として被害回復訴訟もできます。現在、全国で適格消費者団体 26 団体(その内、特定適格消費者団体 4 団体)が活動しています。

沖縄長生薬草本社が提供するサプリ錠剤「琉球酒豪伝説」 のウェブサイト表示に関するお問合せ活動

《お問合せで取り上げたウェブサイト上の表示》

同社の表示で、消費者に対して、アルコール飲料、すなわち「お酒」を飲む際に本商品を服用することを推奨する趣旨に出たもの、あるいは、本商品を服用することで、「健康美容・ダイエット」に資する特別な効果が得られるとの印象を与えると考えられるものが多数あったことから、当団体は、同社に対し質問を行うとともに、見解を尋ねました。以下、その一部を抜粋します。

1. 「コンセプト」ページにおける表示

「楽しかったお酒の席として記憶に残るように」、「友達と、取引先と、仕事仲間と、飲んで帰った後も皆様の日常はいつも通り進んでいきます」

2. 「製品概要」ページにおける表示

「健康美容・ダイエットサポート」、「呑んだ翌朝辛くない!!」、「こんな方におすすめです。」、「お酒を多く呑む方」、「お酒で顔が赤くなる方」、「ウコンのパワーは広く知られている通りで、スポーツ界や有名人にも愛用者が多く、お酒好きな沖縄県民の定番として愛用されています」

3. 「使用方法」ページにおける表示

「飲むタイミング」として、「悪酔いを防ぎたい場合はお酒を飲む前と後、更に就寝前にもう1包」、「二日酔いの後や食べ過ぎてしまった後に飲むのも良い」、「10粒は健康維持に欠かせないデトックス、緑色の5粒は健康値の調整」、「健康維持や美容の為に日常的にシーンに合わせて複数回飲んで頂いても構いません」、「飲むタイミング」として、「お酒を飲む前、後など特にタイミングに決まりはございません」

4. 「レビュー紹介」ページにおける表示

「悪酔い防止になる」、「二日酔いがなくなった」、「飲み会前にこれを飲むと別人の如くお酒に強くなる」などのレビューとしての表示

当団体は、2023年11月にお問合せ活動を開始しましたが、2度にわたるお問合せに対して、同社は本商品のウェブサイトでの表示を削除される等、対応されました。こうした事情に鑑み、当団体は同社に対する景表法に基づく差止請求を、現時点では見合わせ、2024年6月をもって、お問合せ活動を一旦終了しました。

講座のお知らせ

啓発講座 in 紀の川市

身近な消費者被害、みんなで学んで防ごう

日時：2024年11月16日(土)13:30~15:00

一部：講演(オンライン有) 二部：ワークショップ

会場：打田生涯学習センター・視聴覚室

(紀の川市西大井363)

講師：和歌山県消費生活センター相談員

田村 聡志 氏



※詳細についてはHPにてご案内

~消費者ネットワークわかやまに加入しましょう~

新規会員募集中!

消費者ネットワークわかやまは県内の弁護士、司法書士、消費生活アドバイザー、消費者団体などが消費者被害のない地域社会づくりに向けて、消費者問題学習会の開催や県内の各市に対する消費者行政ヒアリング調査に取り組んでいます。会員にご加入頂いた方には、会報(四季だより)、ホットな消費者見守りニュース(消費者被害防止の啓発チラシ)をお届けしています。私どもの活動は会員登録していただいた皆様の年会費で運営しています。ご賛同いただき、新規会員の手続きを是非宜しくお願い致します。また既に会員に加入されている方は職場や友人の方にお声かけ下さい。

消費者ネットワークわかやま加入申込書(新規・継続)

申込日： 年 月 日

団体名または個人名

☎： _____ メール

年会費 _____ 円(個人1口500円・団体1口1000円、1口以上でお願いします。)

金融機関・支店名： ゆうちょ銀行 太田郵便局

口座内容 振替口座 口座番号 00960-9-195026

口座名義人 消費者ネットワークわかやま 代表世話人 岡 正人

※銀行から上記口座にお振込の場合 店番 〇九九 預金種別 当座 口座番号 0195026

お問い合わせ

消費者ネットワークわかやま 事務局

TEL：073-474-1124

<https://www.cnw-wakayama.jp>



困ったときには消費者ホットライン「188」
いやや